

# もとす暮らし応援補助金を交付！

本巢市に定住するため、新築・中古住宅を購入、建替された方への補助金。

## 対象者

- 令和2年1月1日以後に、住宅を新築もしくは購入(建売・中古)、建替された方
- 当該住宅に初めて固定資産税を賦課され、納税通知書の送付があった方(※注意)
- 生活の本拠として居住する意思のある方
- 居住地の自治会に加入された方
- 市税等を滞納していない方

(※注意) 補助金の交付は、初めて固定資産税を賦課された時の1回限りとなります。

## 補助金額等

初めて固定資産税を賦課され、納税通知書が届いた年度の6月末までに申請して下さい。

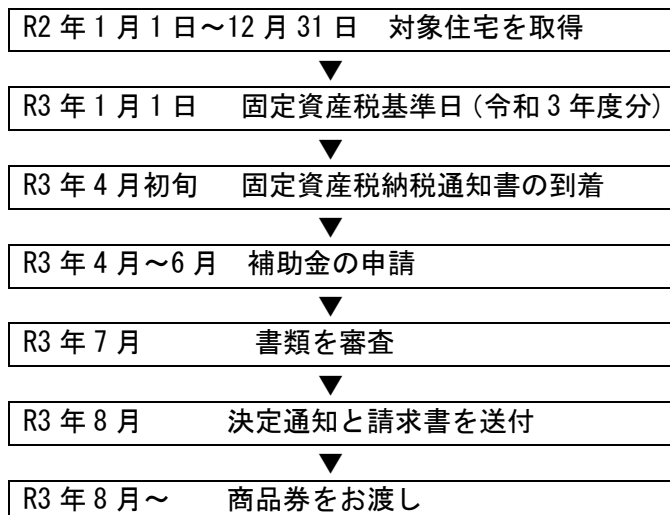
限度額	転入加算額	補助率
30万円	1人につき10万円のもとまる商品券 ★令和2年4月1日以降かつ申請年度の2年度前における 4月1日以降に本巢市に転入した方(※その他要件あり)	固定資産税課 税標準額の 5%以内

※転入加算は、住宅の所有者(補助対象者)が令和2年4月1日以後に市に転入した世帯であって、補助対象者と生計を一にし、対象住宅に同居している場合に限りです。

※三世同居・近居住宅支援補助金、移住定住促進補助金、移住定住補助金(家賃補助は除く。)の交付を受けている場合は対象外となります。

## 申請の流れ

※令和2年1月1日～12月31日までの間に対象住宅を取得した場合



## 申請時に必要な書類

- 交付申請書(様式1)  誓約書兼同意書(様式2)
- 住民票謄本(続柄の記載されたもの)  固定資産税の納税通知書の写し
- 市税等の完納証明(滞納がないことを証明できる書類)

## もとす暮らし応援補助金 Q&A

### 【対象世帯】

Q 住宅を購入しましたが、いつ申請をすればよいですか。

A 住宅に初めて固定資産税を賦課され、固定資産税の納税通知書が届いた年の6月末までに申請してください。

Q 市内移動で住宅を購入しましたが、補助金の対象になりますか。

A 令和2年1月1日以降に住宅を購入した場合、対象になります。

Q 新築住宅・中古住宅・建替住宅の基準は？

A 新築住宅は、人の居住の用に供したことの無い住宅であって、建築工事完了の日から1年未満のものをいいます。建替住宅は、現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅をいいます。それ以外は中古住宅となります。

Q 補助対象経費は？土地の固定資産税は対象になりますか？

A 対象住宅の固定資産税課税標準額の5%が補助対象経費となります。土地は対象となりません。

Q この制度はいつまでありますか。

A 令和8年3月31日までに対象者に該当する場合、対象となります。

### 【転入加算】

Q 転入加算はいつ時点での人数で加算されますか。

A 申請日現在、申請者と生計を一にし、同居している者の人数で加算します。

Q 住宅を建て替えた際に、子ども世帯が転入し同居しましたが、転入加算は対象となりますか？

A 住宅の所有者が子どもであれば、転入加算は対象となります。所有者が親であれば、対象となりません。

Q 新居への転入前、一時的に市内の賃貸住宅に住んでいましたが、転入加算は対象となりますか？

A 転入日が令和2年4月1日以降、かつ市内への転入日から申請年度の4月1日までの期間が2年未満であれば、転入加算は対象となります。

### ※親、子、孫の三世帯で同居・近居するため、住宅を取得、改築された方へ

「本巢市三世帯同居・近居住宅支援補助金」という別の補助金もありますので、要件等、詳しくは、福祉敬愛課までお問い合わせください。

その他、下記問い合わせ窓口で随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 本巢市役所 企画財政課 ☎0581-34-5024